平成２３年（フ）第９３２９号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目1169―２
債務者　加藤日出海
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　昌典
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３３２号
東京都西東京市ひばりが丘北２丁目７―25―１
債務者　小栗　　満
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉岡　裕貴
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３７２号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目１―11―２
債務者　野田　清貴
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上中　綾子
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３９８号
神奈川県藤沢市片瀬山２丁目５－２
債務者　福田　和哉
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岩　利文
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３９３号
東京都大田区中央５丁目24―８
債務者　星野　信哉
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　伸夫
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２２０号
東京都江戸川区南葛西６丁目18―11―108
債務者　丸本　一友
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　　穣
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５７号
神奈川県川崎市宮前区菅生３丁目51―７
債務者　高橋　賢治
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平山久美子
４　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２５号
千葉県八街市八街ろ142番地90
債務者　堀　よし子（旧姓小川内）
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７０号
千葉県成田市成井430番地16
債務者　宮内　和美
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８３号
千葉県佐倉市江原台１丁目30番地４　レオパレスＪＵＮⅡ101号室
債務者　向後　政美
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８６号
千葉県印西市発作477―２、住民票上の住所　千葉県我孫子市布佐平和台１丁目１番104号
債務者　齋藤　幸司
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９３号
千葉県八街市八街ほ969番地27
債務者　遠藤　　晃
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９６号
千葉県富里市七栄646番地553
債務者　大谷　孝子
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９８号
千葉県佐倉市上志津原356番地３　パッシオーネＢ101
債務者　鈴木　健治
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９９号
千葉県佐倉市上志津原356番地３　パッシオーネＢ101
債務者　鈴木ますみ
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０６号
千葉県白井市大山口２丁目８番２棟604号
債務者　門倉　啓子
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部